

安否情報の提供等に関する事項

【防災・危機管理統括本部】

- 照会者が明らかにする事項
 - 1 照会者の氏名、住所（法人その他の団体の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
 - 2 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
 - 3 照会をする理由

- 照会者の区分と提供できる情報

	照会者の区分	提供できる情報
1	当該被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合	照会に係る被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
2	当該被災者の親族（前項に掲げる者を除く。）、又は職場の関係者その他の関係者である場合	照会に係る被災者の負傷又は疾病の状況
3	当該被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合	照会に係る被災者について保有している安否情報の有無